

# 捕獲ネコ譲渡申請の流れ

## 書類提出

- ・奄美大島ねこ対策協議会事務局へ提出書類を送付（下記住所へ送付）
- ・譲渡申請書 ※①
- ・誓約書 ※①
- ・顔写真入り身分証明書の写し
- ・飼育場所（部屋等）の概要及び写真
- ・財務諸表又は収支決算書、経営状態が分かる書類等（譲渡目的の場合）
- ・活動実績等（譲渡目的の場合）
- ・調査票
- ・証明写真3枚

## 譲渡申請者 審査会

- ・協議会による申請者の審査会を行う
- ・審査の結果は協議会より電話又はメール等で連絡

## 認定

- ・譲渡認定後、一度奄美大島へ来島し、講習会を受講する（一部免除あり。譲渡要領参照。）
- ・講習会受講後、譲渡認定証発行

## 譲渡

- ・捕獲ネコの収容情報をメールで送付
- ・後の流れは、譲渡の流れを参照

※① 終生飼養目的の方は、「飼養者」の申請書、誓約書を提出してください。  
譲渡目的の個人又は法人、団体の方は「譲渡団体」の申請書、誓約書を提出ください。  
必ず内容を読んでからご提出ください。

※② 申請前に「奄美大島の生態系保全におけるノネコ管理計画」及び「捕獲ネコ譲渡実施要領」を必ずお読みください。